

国立大学法人大分大学 2 号年俸制適用教員給与規程

令和 2 年 4 月 1 日制定
令和 2 年規程第 1 8 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人大分大学職員給与規程（平成 1 6 年規程第 1 8 号。以下「給与規程」という。）第 3 条第 3 項の規定により、同条第 2 項第 2 号の年俸制の給与に関し必要な事項を定める。

(適用範囲)

第 2 条 この規程による年俸制の適用を受ける大学教員は、この規程の適用について同意し、かつ、国立大学法人大分大学教育職員規程（平成 1 6 年規程第 1 6 号）第 2 条第 1 号に規定する大学教員のうち、学長が認める教授、准教授、講師、助教又は助手（以下「2 号年俸制適用教員」という。）とする。

(給与の種類)

第 3 条 2 号年俸制適用教員の給与は、年俸及び諸手当とする。

2 年俸は、基本給及び業績給とする。

3 諸手当は、給与規程第 3 条第 1 項第 2 号に規定する手当（期末手当、勤勉手当、外部資金獲得手当及び競争的研究費等業績手当を除く。）とする。

(基本給)

第 4 条 基本給の額は、別表第 1 のとおりとする。

2 基本給の決定については、給与規程第 5 条を準用する。

(業績給)

第 5 条 業績給は、期末手当相当、勤勉手当相当、外部資金獲得手当相当及び競争的研究費等業績手当相当とする。

2 業績給のうち、期末手当相当及び勤勉手当相当については、6 月 1 日及び 1 2 月 1 日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する 2 号年俸制適用教員及びこれらの基準日前 1 か月以内に退職し、若しくは国立大学法人大分大学職員就業規則（平成 1 6 年規則第 5 号）第 2 4 条の規定により解雇され、又は死亡した 2 号年俸制適用教員に対し、その者の勤務成績に応じて、それぞれ第 6 条第 2 項に規定する日に支給する。ただし、別に定める 2 号年俸制適用教員を除く。

3 業績給のうち、外部資金獲得手当相当については、6 月 1 日に在職する 2 号年俸制適用教員に対し、第 6 条第 3 項に規定する日に支給する。

4 業績給のうち、競争的研究費等業績手当相当については、3 月 1 日に在職する 2 号年俸制適用教員に対し、第 6 条第 4 項に規定する日に支給する。

5 第 1 項及び第 2 項に定めるもののほか、業績給の期末手当相当については、給与規程第 2 8 条の規定を準用する。

6 第 1 項及び第 2 項に定めるもののほか、業績給の勤勉手当相当については、給与規程第 2 9 条の規定を準用する。

7 第 1 項及び第 3 項に定めるもののほか、業績給の外部資金獲得手当相当については、給与規程第 2 9 条の 2 の規定を準用する。

8 第 1 項及び第 4 項に定めるもののほか、業績給の競争的研究費等業績手当相当については、給与規程第 2 9 条の 3 の規定を準用する。

9 前各項の規定に関するもののほか、業績給の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(給与の支給日)

第 6 条 給与は、毎月 1 回、当該月の 1 7 日（以下「支給日」という。）に、基本給の 1 2 分の 1 の額（第 7 条において準用する給与規程第 2 5 条の規定により決定した本給の調整額を含む）

以下「基本給月額」という。)及びその月の諸手当の額を支給する。

- 2 業績給のうち、期末手当相当及び勤勉手当相当については、6月30日及び12月10日に支給する。
- 3 業績給のうち、外部資金獲得手当相当については、6月30日に支給する。
- 4 業績給のうち、競争的研究費等業績手当相当については、3月31日に支給する。
- 5 諸手当のうち、クロスアポイントメント手当は、毎月17日、6月30日及び12月10日に支給する。
- 6 前各項に定めるもののほか、給与の支給日については、給与規程第4条の規定を準用する。

(基本給月額の支給及び諸手当の額の決定)

第7条 この規程に定めるもののほか、2号年俸制適用教員の基本給月額の支給及び諸手当の額の決定等については、給与規程の本給の支給及び諸手当の額の決定等に係る規定を準用する。

(昇給の時期)

第8条 2号年俸制適用教員の基本給の昇給の時期は、4月1日とする。

(雇用の制限)

第9条 2号年俸制適用教員は、引き続き給与規程及び国立大学法人大分大学年俸制適用教員給与規程(平成26年規程第41号)の適用を受ける職員となることはできない。

(給与規程の規定の準用)

第10条 給与規程第7条から第9条、第22条及び第32条から第40条の規定は、2号年俸制適用教員について準用する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、2号年俸制適用教員の給与に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 2号年俸制適用教員に係る業績給の期末手当相当については、給与規程の一部を改正する規程(令和2年規程第75号)による改正後の給与規程の規定に準じて支給する。
- 3 2号年俸制適用教員に係る業績給の期末手当相当については、給与規程の一部を改正する規程(令和4年規程第53号)による改正後の給与規程の規定に準じて支給する。
- 4 2号年俸制適用教員に係る初任給調整手当については、給与規程の一部を改正する規程(令和5年規程第63号)による改正後の給与規程の規定に準じて支給する。
- 5 2号年俸制適用教員に係る業績給の期末手当相当については、給与規程の一部を改正する規程(令和6年規程第20号)による改正後の給与規程の規定に準じて支給する。
- 6 2号年俸制適用教員に係る業績給の期末手当相当及び初任給調整手当については、給与規程の一部を改正する規程(令和7年規程第17号)による改正後の給与規程の規定に準じて支給する。
- 7 2号年俸制適用教員に係る面接指導実施医師手当については、給与規程の一部を改正する規程(令和7年規程第39号)による改正後の給与規程の規定に準じて支給する。

附 則(令和2年規程第77号)

この規程は、令和2年12月1日から施行する。

附 則(令和4年規程第54号)

この規程は、令和4年6月1日から施行する。

附 則(令和4年規程第59号)

この規程は、令和4年6月1日から施行する。

附 則（令和4年規程第63号）

この規程は、令和4年6月1日から施行する。

附 則（令和4年規程第84号）

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和5年規程第3号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和5年1月5日から施行し、この規程による改正後の国立大学法人大分大学2号年俸制適用教員給与規程（以下「新規程」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

（差額の支給）

- 2 令和5年1月1日に在職する職員で、新規程の適用により改正前の国立大学法人大分大学2号年俸制適用教員給与規程に基づき既に支給された給与との間に差額の生じるものに対しては、同月の給与の支給日にその差額を支給する。

附 則（令和5年規程第64号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和6年1月1日から施行し、この規程による改正後の国立大学法人大分大学2号年俸制適用教員給与規程（以下「新規程」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

（差額の支給）

- 2 令和6年1月1日に在職する職員で、新規程の適用により改正前の国立大学法人大分大学2号年俸制適用教員給与規程に基づき既に支給された給与との間に差額の生じるものに対しては、同月の給与の支給日にその差額を支給する。

附 則（令和6年規程第25号）

- 1 この規程は、令和6年3月26日から施行し、この規程による改正後の国立大学法人大分大学2号年俸制適用教員給与規程（以下「新規程」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。

（差額の支給）

- 2 令和6年3月26日に在職する職員で、新規程の適用により改正前の国立大学法人大分大学2号年俸制適用教員給与規程に基づき既に支給された給与との間に差額の生じるものに対しては、翌月の給与の支給日にその差額を支給する。

附 則（令和6年規程第50号）

- 1 この規程は、令和6年11月26日から施行し、この規程による改正後の国立大学法人大分大学2号年俸制適用教員給与規程（以下「新規程」という。）の規定は、同年6月1日から適用する。

（差額の支給）

- 2 令和6年11月26日に在職する職員で、新規程の適用により改正前の国立大学法人大分大学2号年俸制適用教員給与規程に基づき既に支給された給与との間に差額の生じるものに対しては、翌月の給与の支給日にその差額を支給する。

附 則（令和7年規程第19号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和7年3月1日から施行する。ただし、この規程による改正後の国立大学法人大分大学2号年俸制適用教員給与規程（以下「新規程」という。）第5条の規定は、令和6年12月1日から適用する。

(差額の支給)

- 2 令和7年3月1日に在職する職員で、新規程の適用により改正前の国立大学法人大分大学2号年俸制適用教員給与規程に基づき既に支給された給与との間に差額の生じるものに対しては、同月の給与の支給日にその差額を支給する。

附 則 (令和7年規程第26号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

- 2 施行日 (以下「切替日」という。)の前日においてこの規程による改正前の国立大学法人大分大学2号年俸制適用教員給与規程の年俸制の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が国立大学法人大分大学職員給与規程の一部を改正する規程 (令和7年規程第24号。以下「改正規程」という。) 附則別表ウに掲げられている職務の級であったものの切替日における号給は、その者が属していた職務の級及び改正規程による改正前の国立大学法人大分大学職員給与規程に基づき令和7年4月1日に昇給したとみなしてその者が受ける号給に応じて同表に掲げる号給とする。

附 則 (令和7年規程第40号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年3月26日から施行し、この規程による改正後の国立大学法人大分大学2号年俸制適用教員給与規程 (以下「新規程」という。)の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(差額の支給)

- 2 令和7年3月26日に在職する職員で、新規程の適用により改正前の国立大学法人大分大学2号年俸制適用教員給与規程に基づき既に支給された給与との間に差額の生じるものに対しては、翌月の給与の支給日にその差額を支給する。

附 則 (令和7年規程第45号)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

2号年俸制適用教員の基本給表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号給	基本給	基本給	基本給	基本給	基本給
	円	円	円	円	円
1	2,613,600	3,136,800	4,083,600	4,723,200	5,592,000
2	2,643,600	3,163,200	4,102,800	4,743,600	5,690,400
3	2,672,400	3,188,400	4,122,000	4,760,400	5,791,200
4	2,701,200	3,211,200	4,140,000	4,776,000	5,889,600
5	2,730,000	3,232,800	4,158,000	4,790,400	5,984,400
6	2,758,800	3,250,800	4,177,200	4,802,400	6,074,400
7	2,788,800	3,268,800	4,196,400	4,814,400	6,162,000
8	2,817,600	3,286,800	4,215,600	4,826,400	6,246,000
9	2,846,400	3,308,400	4,232,400	4,837,200	6,322,800
10	2,868,000	3,332,400	4,256,400	4,850,400	6,387,600
11	2,889,600	3,356,400	4,280,400	4,863,600	6,445,200
12	2,911,200	3,380,400	4,304,400	4,876,800	6,498,000
13	2,931,600	3,404,400	4,326,000	4,890,000	6,536,400
14	2,950,800	3,430,800	4,345,200	4,903,200	6,571,200
15	2,970,000	3,456,000	4,364,400	4,916,400	6,604,800
16	2,988,000	3,481,200	4,383,600	4,929,600	6,633,600
17	3,006,000	3,504,000	4,399,200	4,942,800	6,657,600
18	3,022,800	3,536,400	4,417,200	4,956,000	
19	3,038,400	3,568,800	4,434,000	4,969,200	
20	3,055,200	3,600,000	4,449,600	4,983,600	
21	3,070,800	3,631,200	4,465,200	4,995,600	
22	3,088,800	3,660,000	4,479,600	5,008,800	
23	3,106,800	3,688,800	4,494,000	5,022,000	
24	3,124,800	3,715,200	4,507,200	5,036,400	
25	3,142,800	3,741,600	4,520,400	5,047,200	
26	3,163,200	3,765,600	4,537,200	5,060,400	
27	3,183,600	3,789,600	4,552,800	5,073,600	
28	3,204,000	3,813,600	4,568,400	5,085,600	
29	3,223,200	3,837,600	4,584,000	5,097,600	
30	3,246,000	3,860,400	4,599,600	5,110,800	
31	3,268,800	3,883,200	4,615,200	5,124,000	
32	3,291,600	3,906,000	4,630,800	5,137,200	
33	3,313,200	3,927,600	4,646,400	5,149,200	
34	3,327,600	3,950,400	4,660,800	5,163,600	
35	3,342,000	3,973,200	4,675,200	5,178,000	
36	3,355,200	3,996,000	4,688,400	5,192,400	
37	3,367,200	4,016,400	4,701,600	5,200,800	
38	3,379,200	4,030,800	4,716,000	5,211,600	
39	3,391,200	4,044,000	4,729,200	5,222,400	
40	3,403,200	4,057,200	4,742,400	5,232,000	

41	3,415,200	4,064,400	4,755,600	5,241,600
42	3,428,400	4,069,200	4,770,000	5,252,400
43	3,441,600	4,074,000	4,784,400	5,263,200
44	3,452,400	4,078,800	4,797,600	5,272,800
45	3,463,200	4,086,000	4,809,600	5,281,200
46	3,475,200	4,092,000	4,821,600	5,292,000
47	3,487,200	4,098,000	4,833,600	5,304,000
48	3,498,000	4,102,800	4,844,400	5,314,800
49	3,508,800	4,107,600	4,858,800	5,325,600
50	3,514,800	4,112,400	4,875,600	5,336,400
51	3,519,600	4,117,200	4,892,400	5,348,400
52	3,526,800	4,122,000	4,909,200	5,359,200
53	3,531,600	4,126,800	4,918,800	5,371,200
54	3,536,400	4,131,600	4,930,800	5,383,200
55	3,540,000	4,136,400	4,942,800	5,394,000
56	3,544,800	4,141,200	4,956,000	5,406,000
57	3,549,600	4,146,000	4,966,800	5,416,800
58	3,555,600	4,150,800	4,976,400	5,427,600
59	3,561,600	4,155,600	4,986,000	5,438,400
60	3,566,400	4,160,400	4,994,400	5,450,400
61	3,571,200	4,165,200	5,002,800	5,460,000
62	3,576,000	4,170,000	5,013,600	5,464,800
63	3,580,800	4,174,800	5,023,200	5,472,000
64	3,585,600	4,179,600	5,030,400	5,479,200
65	3,590,400	4,184,400	5,037,600	5,487,600
66	3,595,200	4,189,200	5,043,600	5,496,000
67	3,600,000	4,194,000	5,048,400	5,499,600
68	3,604,800	4,198,800	5,053,200	5,506,800
69	3,609,600	4,203,600	5,056,800	5,511,600
70	3,614,400	4,209,600	5,061,600	5,516,400
71	3,619,200	4,214,400	5,065,200	5,521,200
72	3,624,000	4,219,200	5,070,000	5,524,800
73	3,628,800	4,222,800	5,073,600	5,528,400
74	3,633,600	4,228,800	5,078,400	5,533,200
75	3,638,400	4,233,600	5,083,200	5,538,000
76	3,643,200	4,238,400	5,088,000	5,541,600
77	3,646,800	4,243,200	5,091,600	5,545,200
78	3,651,600	4,249,200	5,095,200	5,550,000
79	3,656,400	4,255,200	5,100,000	5,553,600
80	3,661,200	4,261,200	5,103,600	5,557,200
81	3,664,800	4,267,200	5,107,200	5,560,800
82	3,669,600	4,275,600	5,112,000	5,565,600
83	3,674,400	4,284,000	5,115,600	5,569,200
84	3,679,200	4,292,400	5,119,200	5,572,800
85	3,682,800	4,299,600	5,122,800	5,576,400

86	3,687,600	4,306,800	5,126,400
87	3,692,400	4,314,000	5,130,000
88	3,697,200	4,321,200	5,133,600
89	3,702,000	4,327,200	5,137,200
90	3,706,800	4,332,000	5,140,800
91	3,711,600	4,336,800	5,144,400
92	3,716,400	4,341,600	5,148,000
93	3,721,200	4,346,400	5,151,600
94	3,727,200	4,351,200	5,155,200
95	3,733,200	4,357,200	5,158,800
96	3,738,000	4,362,000	5,162,400
97	3,742,800	4,369,200	5,166,000
98	3,748,800	4,375,200	5,169,600
99	3,754,800	4,380,000	5,173,200
100	3,762,000	4,386,000	5,176,800
101	3,765,600	4,390,800	5,180,400
102	3,769,200	4,396,800	5,184,000
103	3,772,800	4,400,400	5,187,600
104	3,776,400	4,405,200	5,191,200
105	3,780,000	4,411,200	5,193,600
106	3,783,600	4,416,000	
107	3,787,200	4,422,000	
108	3,789,600	4,428,000	
109	3,793,200	4,432,800	
110	3,796,800	4,438,800	
111	3,801,600	4,443,600	
112	3,806,400	4,448,400	
113	3,810,000	4,453,200	
114	3,814,800	4,458,000	
115	3,818,400	4,462,800	
116	3,822,000	4,467,600	
117	3,824,400	4,472,400	
118	3,828,000	4,477,200	
119	3,832,800	4,482,000	
120	3,837,600	4,486,800	
121	3,840,000	4,490,400	
122	3,843,600	4,495,200	
123	3,847,200	4,501,200	
124	3,852,000	4,504,800	
125	3,854,400	4,509,600	
126	3,856,800	4,515,600	
127	3,860,400	4,521,600	
128	3,864,000	4,526,400	
129	3,866,400	4,531,200	
130	3,870,000	4,537,200	
131	3,874,800	4,543,200	

132	3, 877, 200	4, 549, 200		
133	3, 879, 600	4, 555, 200		
134	3, 883, 200	4, 561, 200		
135	3, 888, 000	4, 567, 200		
136	3, 890, 400	4, 573, 200		
137	3, 892, 800	4, 579, 200		
138	3, 895, 200	4, 585, 200		
139	3, 897, 600	4, 591, 200		
140	3, 901, 200	4, 597, 200		
141	3, 906, 000	4, 603, 200		
142	3, 909, 600			
143	3, 913, 200			
144	3, 916, 800			
145	3, 921, 600			
146	3, 925, 200			
147	3, 927, 600			
148	3, 931, 200			
149	3, 936, 000			
150	3, 939, 600			
151	3, 943, 200			
152	3, 945, 600			
153	3, 949, 200			
154	3, 952, 800			
155	3, 956, 400			
156	3, 960, 000			
157	3, 962, 400			